

河川法第十六条の二項

<p>ばならない。</p> <p>一 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>二 河川の整備の基本となるべき事項</p> <p>イ 基本高水（洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう。）並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項</p> <p>ロ 主要な地点における計画高水流量に関する事項</p> <p>ハ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項</p> <p>ニ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項</p> <p>（河川整備計画）</p>	<p>第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように</p> <p>河川法（一六条の二）</p>
<p>に定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。</p> <p>3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に關し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。</p>	<p>政令</p> <p>（河川整備計画に定める事項）</p> <p>一九</p>

河川法（一六条の三）

第十条の三 河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 河川整備計画の目標に関する事項
- 二 河川の整備の実施に関する事項

イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

（関係都道府県知事等の意見の聴取等）

第十条の四 河川管理者は、河川整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣である場合にあつては関係都道府県知事の意見を、都道府県知事である場合にあつては関係市町村長の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画に高規格堤防の設置に係る河川工事の施行の場所を定めたときは、速やかに、その場所を関係都道府県知事に通知するものとする。

（市町村長の施行する工事等）

第十六条の三 市町村長は、第九条第五項及び第十条第二

項の規定による場合のほか、第九条第一項及び第二項並びに第十条第一項の規定にかかわらず、あらかじめ、河川管理者と協議して、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、その実施の目的、河川に及ぼす影響の程度、市町村長の統括する市町村の人口規模その他の事由により河川管理上適切でないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

2 市町村長は、前項の規定による協議に基づき、河川工事又は河川の維持を行おうとするとき、及び当該河川工事又は河川の維持を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定による協議に基づき、河川工事又は河川の維持を行う場合においては、政令で定めるところにより、河川管理者に代わつてその権限を行うものとする。

政令

（市町村長の施行することができない工事等）

第十条の五 法第十六条の三第一項ただし書の政令で定める河川工事又は河川の維持は、次の各号の一に該当するものとする。